北海道告示第10388号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和2年1月6日までに北海道石狩振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和元年9月5日

北海道知事 鈴木 直道

## 1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) ホーマック上江別店 江別市上江別429番地1外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 三菱UFJリース株式会社 代表取締役 白石 正 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

(3)変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

(変更前) ホーマック株式会社

(変更後) DCMホーマック株式会社

(4)変更の年月日平成27年3月1日

(5)変更する理由 事業者の名称変更による

2 届出年月日 令和元年8月26日

## 3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道石狩振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和元年9月5日(木)から令和2年1月6日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで